

新規会員加入申込書

年 月 日

滝川商工会議所の趣旨に賛同し会員として入会申込み致します。

会費は基準表に基づき 口を負担致します。

なお、裏面のとおり反社会的勢力ではないことを誓約致します。

企業名

代表者名

⑩

住所

電話

当所会員企業の皆様をHP上(ザ・ビジネスモール)で、公開・紹介しています。□
下記項目へご記入下さい。【<https://www.b-mall.ne.jp/takikawa/companysearch>】

業務内容

企業PR

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
-------------------------------	-------------------------------

※店舗（社屋）、商品、製品、作業場などの写真、画像を掲載いたします。

E-mailにて info@takikawacci.or.jp宛にお送りいただくか、当所職員が撮影にお伺いいたしますのでお申し付け下さい。

撮影を希望する

ご記入いただいた情報は、商取引の紹介・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、会員名簿に掲載して公開・頒布することがあります。

会員名簿・ホームページに

掲載する ・ 掲載しない

※どちらかに○印を付けて下さい。

※

年会費	1口=5,000	口	円
加入年月日	年 月 日		
会員区分		部会区分	

反社会的勢力ではないことの誓約書

私(当社)は、以下に掲げるいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また誓約内容の確認のため、必要な官公庁への照会を行うこと及び、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、私(当社)が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てないことを承諾します。

- 1 経営者等が暴力団員等であると認められる者
- 2 暴力団又は暴力団員等が実質的に経営に関与していると認められる者
- 3 経営者等が、事故、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- 4 経営者等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 5 経営者等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 6 経営者等が暴力団員等と認められない場合でも以下に掲げるいずれかに該当する者
 - ①暴力的な要求行為を行う者
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行う者
 - ④偽計又は威力を用いて滝川商工会議所事業・業務を妨害する行為を行う者
 - ⑤その他これらに準ずる行為を行う者

滝川商工会議所会費基準表

会費1口 = 5,000 円

- ◎個人 人 会費口数 = 従事者割 (別表1)
◎法人 人 会費口数 = 従事者割 (別表1) + 資本金割 (別表2)
◎支店・営業所等 会費口数 = 均等割 (2口) + 従事者割 (別表1)

従事者割 (別表1)

資本金割 (別表2)

従事者数区分	口数
2名以下	2
3名～5名	3
6名～14名	4
15名～29名	6
30名～49名	12
50名～99名	20
100名～199名	30
200名以上	40

資本金額区分	口数
300万円未満	1
300万円～999万円	3
1,000万円～4,998万円	5
5,000万円～9,999万円	7
1億円以上	10

- 注) 1. 資本金、従事者数は、前年度の特定商工業者台帳及び会員台帳に基づくものとする。
2. 従事者数
- ①法人の場合は、代表役員以下全従事者とする。
 - ②個人の場合は、家内従事者以下全従事者とする。
 - ③支店等の場合は、支店長以下全従事者とする。
 - ④当所地区内の事業所が本店の場合は、当所地区内外すべての支店等を含む規模で算定する。
 - ⑤季節雇用者については1人を1/3人とする。
 - ⑥雇用者の内、1日5時間以内の労働、6ヶ月以内の雇用は、1人を1/2人とする。
3. 会費には「たきかわ産経」購読料 (年額600円) を含む。
4. この基準表によりがたい場合、協議の上会頭が決定する。

※ 本会費基準表は昭和52年4月1日より実施

※ 平成3年度より会費1口3,000円を5,000円に改定

※ 商法改正に伴い平成9年4月1日より一部改正